

KNC NETWORK NEWS

2016年2月27日 発行

経営一言:私の「命」が「生、有るうちは一生懸命生きろ!」と私を小突く。

(作詞・作曲家 小椋 佳氏)

— 所長コメント:物には物の耐用年数がある。家屋には家屋、人間には人間の耐用年数、即ち平均寿命がある。人間の場合、生かされている間、社会の役立ちたい。—



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

気になる記事:鴻海傘下入り決定、シャープ 出資 66%に

シャープは25日、台湾の鴻海(ホンハイ)精密工業による買収提案を受け入れると発表した。出資を含めて総額6600億円規模の支援を受ける。鴻海はグループでシャープの議決権の約66%を押さえ、経営権を握る。創業100年を超えるシャープは電子機器の受託製造サービス(EMS)世界最大手で連結売上が15兆円近い鴻海の傘下に入り、成長投資を再開。経営再建を急ぐ。

親族への高額給与 《税務》

法人税法上、役員に対する給与には損金算入に制限が設けられています。そのため、可能な限り税金を納めなくて済むように、多くの会社は税法と照らし合わせて役員給与を決めています。一方、社員(使用人)に対する給与は原則として、損金算入が認められます。しかし、使用人への給与をすべて損金算入してしまうと、本来役員への給与とすべき金額を、役員の親族である使用人に過大に支給して、所得の分散やグレーな節税につなげてしまうこともあり得ます。そこで、配偶者や直系血族など役員と「特殊関係」にある使用人(特殊関係使用人)に対して支給する給与については、その支給の額のうち不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入しないことになっています。

特殊関係使用人には、①役員の親族、②役員と事実上の婚姻関係にある人、③①と②以外の人で役員から生計の支援を受けている人、④②と③の人と生計を一にする者の親族が挙げられます。また、不相当に高額な部分の金額とは、その使用人の職務の内容、その会社の収益、他の使用人に対する給与の支給の状況、その会社と同種同規模会社の使用人に対する給与の支給状況などに照らして相当であると認められる金額を超える部分の金額をいいます。

委任契約書と印紙 《税務》

委任契約書には、原則として、印紙税が課税されず、収入印紙は貼る必要がありません。しかしながら、例外として、7号文書(継続的取引の基本となる契約書)に該当する可能性があります。このため、課税文書に該当するかどうかは、契約書の記載内容をよく見て慎重に判断する必要があります。

よくありがちな誤解が、契約書のタイトルが「委任契約書」になっていれば問題ない、というものです。契約書が課税文書に該当するかどうかは、あくまで契約書の内容の記載によって判断されるのであって、タイトルの記載で判断されるものではありません。

委任契約書が課税文書に該当するかどうかは、慎重な判断が求められます。なお、収入印紙税の課税の判断については、最終的には、その事業者を管轄する税務署がおこなっています。

ちなみに、国税庁本体や、管轄の違う税務署でも相談自体は受け付けていますが、その相談の回答と管轄税務署との見解は必ずしも一致するとは限りません。これは、弁護士、税理士、行政書士などの専門家による回答も同様です。このため、最終的な確認は、必ず管轄の税務書でおこなってください。

法人番号の付与が容易に経産省が支援ツールを公開 《税務》

1月からのマイナンバー制度開始により、設立登記法人などにも法人番号が付与されました。法人情報の一元管理という観点からも、取引先等の法人番号がすぐに入力できるツールがあると便利なのだが。。。そうした要望に経済産業省が対応し、企業等が保有する法人情報に簡単に法人番号を付与するのを支援するツールを作成、公開しました。同ツールはWebサイトから無料でダウンロードでき、市販の表計算ソフトで動作します。企業等が保有する法人情報のうち「法人名称」および「本社所在地」に基づいて法人番号の候補を自動で付与します。株式会社を「株式会社」、「株」と記述する等の主な表記の揺れについても対応が可能になります。同ツールにより、各企業などは組織内の複数部署で管理されている法人情報の集約や組織外の情報との突合せが容易になり、営業活動や調達など業務の効率化を期待できる、と同省は期待しています。マイナンバー制度では、1法人に1つの法人番号(13ケタ)が指定されます。個人番号とは異なり利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用ができます。法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトで公表済みです。

開業前の知識・能力不足、経営者との交流を通じて対応 《経営》

日本政策金融公庫総合研究所が実施した2015年度新規開業実態調査で、開業者には「実務経験のある分野で開業する」「ほとんどの開業者が知識・能力の不足を感じたまま開業する」「先輩経営者や同じステージの企業家との交流を通じて、不足している知識や能力の向上を図り補完する」—の特徴があることが浮き彫りになりました。

それによると、開業時の平均年齢は42.4歳。85%が現在の事業に関連する仕事をした経験があり、71.4%が管理職として働いた経験があります。多くの開業者が実務経験のある分野で開業しますが、起業を志した時に、不足していると感じていた知識・能力はなかったという割合は4.3%、開業時点でも4.9%で、ほとんどの開業者が知識・能力に不足を感じつつ開業に踏み切っています。中でも「経理・税務・法律等の知識」(76.3%)や「顧客を開拓する営業力」(48.5%)の不足をあげた開業者が多いようですが、「事業を営むための体力」を除き、時間とともにその割合は低下しています。多くの開業者が不足している知識・能力を向上・補完するために何らかの取り組みを行っていますが、開業前後を通じて「先輩経営者との交流」の割合が最も高く、開業後には「同じステージの企業家との交流」の割合が最も増えています。